

# 論文2025

---

本書は、令和7年の本試験で出題が予想されるテーマを精選した上、試験時間内に書き上げることができるよう答案例を簡潔にまとめた実践的な論文集です。

## ◎ 暗記用ダイジェスト編

- 法学論文・実務論文編の中から、試験に出やすい問題を更に厳選して、103問掲載しています。
- 答案の要点だけをまとめ、ダイジェスト化することで、更に暗記がしやすくなっています。

**法学論文・実務論文編の問題**

法学論文・実務論文編の中論文から、特に重要な問題をセレクトしました。

**憲法  
02 肖像権と犯罪捜査**

出題ランク
警部補 3位
書類 1位

● **問題**

X警察署では、A市役所と連携し犯罪抑止対策を目的とした防犯カメラの設置を促進しているところであるが、一部の市民から「防犯カメラはプライバシー権の侵害にならないのか?」との申立てがなされた。  
犯罪予防目的で防犯カメラにより撮影・録画することの適法性と、撮影した映像を犯罪捜査に利用することの適否について、憲法上の論点を挙げて述べなさい。

● **暗記用ダイジェスト** [答案例はP152]

**1 肖像権の意義**

- 公権力によってみだりに容貌等を撮影されない自由
- 憲法13条の(❶)をもとに認められる、新しい人権

**2 肖像権と犯罪捜査**

- (❷)もないのに、警察官が個人の容貌等を撮影することは、憲法13条の趣旨に反し許されない
- (❸)のために必要がある場合には、肖像権も制限を受け、撮影を行うことが許される（最大判昭44.12.24）

**3 防犯カメラと肖像権**

- (1) 犯罪捜査のための撮影の適法性

検査目的を達成するため、(❹)な範囲で、(❺)な方法によって行われたものであれば、撮影は許される（最決平20.4.15）

- (2) 犯罪発生前からの継続的な撮影の許否

犯罪が発生する(❻)、あらかじめ証拠保全を行なう(❽)性及び(❿)性があり、撮影が社会通念に照らして(❾)と認められる方法で行われるならば、撮影は許される（東京高判昭63.4.1）

**4 事例の検討**

- 防犯カメラの設置・撮影の適法性

犯罪捜査への協力等の正当な目的以外には録画映像を用いないなどの事情があれば適法

- ビデオ記録を警察へ提供することの適法性

①提供の経緯や②ビデオテープに録画された客の行動等の具体的な事情から判断し、犯罪捜査への協力のためという公益目的であれば違法性はない

(解説) ❶ 幸福追求権 ❷ 正当な理由 ❸ 公共の福祉 ❹ 必要 ❺ 相当 ❻ 相当高度の蓋然性 ❽ 緊急

**要点をダイジェスト化**

答案の分量を約50%減量し、暗記しやすいようにしました。

よくできる問題ダイジェスト

**穴埋め式**

ドリルを解く感覚で取り組めます。同じ丸数字には同じワードが入ります。

# ◎ 法学論文・実務論文編

- 法学&実務でたっぷり 236 問掲載しています。
- 試験時間内で書けるよう、中論文は見開き 2 ページ、簡記は 1 ページに収めました。

## 厳選された問題

問題は、試験で出題される可能性の高いものを近年の傾向等から厳選しています。

## 重要語句を太字に

重要語句は太字になっているので、覚えるべき箇所が分かりやすくなっています。

**憲法**

### 02 肖像権と犯罪捜査

ダイジェスト P046

**問題** [ 音声で覚える解説付き → P044 ]

X警察署では、A市役所に連携し、犯罪抑止対策を目的とした防犯カメラの設置を促進しているところがあるが、一部の市民から「『防犯カメラはプライバシー権の侵害にならないのか?』との申立てがなされた。犯罪予防目的で防犯カメラにより撮影・録画することの違法性と、撮影した映像を犯行捜査に利用することの適否について、憲法上の論点を挙げて述べなさい。

  プライバシー権の侵害では?

\\ 答案作成上のポイント /

防犯カメラを設置して撮影・録画することは（プライバシー権としての）肖像権の侵害に当たるが、本問では更に撮影した映像を捜査に使うことについて問われている。

▼そこで

①肖像権の意義と、②防犯カメラによる撮影・録画の適否について述べた上で、③映像を犯行捜査に利用することの適否を検討す。

**答案例** ダイジェストは P046 を！

**1 肖像権**

(1) 意義  
自らの容貌や姿態を、みだりに他人から撮影されたり、録画されたりしない権利をいう。  
憲法に明記されている権利ではないが、新しい人権の1つとして憲法13条の幸福の追求権に含まれる。

(2) 判例  
肖像権と明示したわけではないものの、みだりに個人の容貌・姿態を撮影されない由が憲法上保護されるとしている（最大判昭44.12.24）。

(3) 肖像権への制約が認められる場合  
警察官が正当な理由もないのに、個人の容貌等を撮影することは、肖像権の侵害に当たり許されないが、公共の福祉のために必要がある場合には、肖像権

出展率ランク  
審査総 1位  
審査部 1位

も相当の制限を受ける（前掲最大判昭44.12.24）。

なお、この判例は、撮影対象の中に、犯人、身辺や被写体とされた物件の近くにいたため除外できない状況にある第三者の容貌等を含んだとしても撮影行為は憲法に違反しない旨も述べています。

#### 2 採査機関による防犯カメラ設置の適法性

判例は、以前から犯行行為が多発する地域において、捜査機関が、通りに面する歩道の電柱に防犯カメラを設置し、撮影した行為の適法性について、  
(1) 犯罪が発生する相当程度の「當然性」が認められる場合で、  
(2) あらじめ該機関の手段・方法をとるべき必要性及び緊急性が認められ、  
(3) 道路や公共施設等が公開された場所に防犯カメラを設置するなど相当な方法で撮影するのであれば、  
現に犯罪が行われる以前から、犯罪の発生が予測される場所を継続的・自動的に撮影・録画することは違法であるとした（東京高判昭63.4.1）。

#### 3 採査機関以外による防犯カメラ撮影・録画及びビデオ記録を採査機関に提出することの適法性

(1) 防犯カメラ撮影・録画の適法性  
防犯カメラにより撮影・録画する目的の正当性、②方法の相当性等を考慮して判断する（名古屋高判平17.3.30）。  
(2) 店舗内で撮影されたビデオ記録を警察へ提供することの適法性  
警察に提供されることになった映像やビデオテープに録画された客の行動等の具体的な事実から判断する（前掲名古屋高判平17.3.30）。

#### 4 事例の検討

##### (1) 防犯カメラの設置・撮影の適法性

カメラを設置している事實を表示し、犯行捜査への協力等の正当な目的以外には映画映像を用いて、録画映像の保存期間を短期間としているといった要件を備えるならびに、私人に対する不当な肖像権侵害とはならない。

(2) ビデオ記録を警察へ提供することの適法性  
警察に提供されることになった映像やビデオテープに録画された内容等の具体的な事実から判断し、適法化される場合は許される。犯行捜査への協力のためといふ公益目的であれば違法性はないと考えられる。

## 「書くべきこと」を掲載

答案作成上のポイントでは、答案に書くべきポイントを掲載しました。これを一読すれば、何を書くべきかが分かります。

## 試験でそのまま書ける

試験時間内で書くことのできる実践的な答案例です。

# 論文2025

## 目 次



階級別出題ランキング BEST3 ..... 013



暗記用ダイジェスト ..... 045



法学論文・実務論文編 ..... 149

## I 階級別出題ランキング BEST3

巡査部長	014
警部補	024
警部	034

## I 音声で覚える解説 使い方

044

## I 暗記用ダイジェスト

憲法	046
行政法	052
刑法	060
刑事訴訟法	076
総務・警務	092
生活安全	099
地域	111
刑事	118
交通	133
警備	143
管理	148

△は簡記問題を表しています。

## I 法学論文・実務論文編

### 憲 法

149

01 肖像権と犯罪捜査	150
02 肖像権と犯罪捜査	152
03 報道の自由と取材の自由	154
04 被疑者の権利	156
05 通信の秘密と犯罪捜査	158
06 逮捕における令状主義	160
07 住居の不可侵	162
08 自己に不利益な供述と自白の証拠能力	164
△ 09 外国人の人権	166
△ 10 公務員の人権	167
△ 11 表現の自由と検閲の禁止	168
△ 12 被告人の権利	169
△ 13 衆議院の解散	170
△ 14 憲法改正	171

## 行政法

173

01 職務質問	174
02 所持品検査	176
03 自動車検問	178
04 保護	180
05 避難等の措置	182
06 犯罪の予防・制止	184
07 立入り	186
08 武器の使用	188
09 地方公務員の服務上の義務	190
10 国家賠償責任	192
↗ 11 都道府県公安委員会	194
↗ 12 援助の要求	195
↗ 13 管轄区域外における職権行使	196
↗ 14 苦情の申出	197
↗ 15 凶器搜査	198
↗ 16 専決と代決	199
↗ 17 分限処分と懲戒処分	200
↗ 18 行政処分の取消し、撤回、無効	201
↗ 19 即時強制	202

## 刑 法

203

01 不作為犯	204
02 違法性阻却事由	206
03 錯誤	208
04 中止犯	210
05 共謀共同正犯	212
06 共犯の錯誤	214
07 公務執行妨害罪	216
08 公務執行妨害罪	218
09 犯人蔵匿・隠避の罪	220
10 放火の罪	222
11 私文書偽造罪	224
12 住居侵入罪	226
13 保護責任者遺棄罪	228
14 窃盗罪	230
15 窃盗罪	232
16 特殊詐欺の擬律判断	234
17 事後強盗罪	236
18 ひったくりの刑責	238
19 詐欺罪	240

20	恐喝罪	242
△ 21	不作為犯	244
△ 22	間接正犯	245
△ 23	正当行為	246
△ 24	単純逃走罪及び加重逃走罪	247
△ 25	受託収賄罪	248
△ 26	放火の罪	249
△ 27	虚偽公文書作成罪	250
△ 28	同時傷害の特例	251
△ 29	性犯罪に係る令和5年刑法等の改正	252
△ 30	保護責任者遺棄罪	253
△ 31	脅迫罪	254
△ 32	未成年者拐取罪	255
△ 33	業務妨害罪	256
△ 34	名誉毀損罪	257
△ 35	侮辱罪の法定刑の引上げ	258
△ 36	窃盗罪	259
△ 37	強盗罪	260
△ 38	背任罪	261
△ 39	盗品等に関する罪	262
△ 40	器物損壊罪	263

## 刑事訴訟法

265

01	接見交通	266
02	親告罪の告訴（法定代理人の告訴権）	268
03	インターネット上の名誉毀損に係る告訴期間	270
04	自首	272
05	不出頭等と逮捕の必要性	274
06	緊急逮捕と嫌疑の充分性	276
07	軽微犯罪と現行犯逮捕	278
08	準現行犯逮捕	280
09	逮捕の種別（たぐり検査）	282
10	逮捕状を所持しないで逮捕できる場合	284
11	逮捕後の手続	286
12	別件逮捕と自白の証拠能力	288
13	令状による検索・差押えと必要な処分等	290
14	令状による検索・差押えと立会人等	292
15	令状による検索・差押えと写真撮影等	294
16	常人逮捕と令状によらない検索・差押え	296
17	逮捕するための被疑者の検索	298
18	逮捕現場における検索・差押え	300
19	別事件の証拠品を発見した場合の措置と被疑者の立会い	302

20	領置における任意提出権者	304
↗ 21	司法警察員の権限	306
↗ 22	接見交通権と接見指定	307
↗ 23	告訴と告発	308
↗ 24	自首	309
↗ 25	任意捜査の原則	310
↗ 26	軽微犯罪の逮捕	311
↗ 27	準現行犯逮捕	312
↗ 28	引致	313
↗ 29	夜間執行の制限とその例外	314
↗ 30	電磁的記録の差押え	315
↗ 31	領置	316
↗ 32	強制採尿	317
↗ 33	自白法則	318
↗ 34	被疑者供述調書の証拠能力	319
↗ 35	合意制度	320

## 総務・警務

321

01	警戒の空白を生じないための組織運営上の重点	322
02	警察における情報セキュリティ対策	324
03	警察官採用募集活動の推進	326
04	セクシュアル・ハラスメント等の防止	328
05	犯罪被害給制度	330
06	犯罪被害者等支援	332
07	被疑者取調べ監督制度	334
08	被留置者に対する適正な処遇	336
09	警察安全相談	338
10	リカバリー教養	340
11	若手警察官の早期育成	342
↗ 12	懲戒処分の指針	344
↗ 13	メンタルヘルス対策	345
↗ 14	遺失物法等における拾得者	346
↗ 15	苦情の申出	347
↗ 16	ワークライフバランス	348

## 生活安全

349

01	効果的な犯罪防止に向けた取組の推進方策	350
02	万引き防止に向けた総合的な対策の強化	352
03	サイバー犯罪の分類及び特性	354
04	サイバー重点施策	356
05	通学路等における子供の安全確保のための不審者情報等の提供	358

<b>06</b> 子供対象・暴力的性犯罪の出所者による再犯防止	360
<b>07</b> 児童虐待への対応	362
<b>08</b> 人身安全関連事案への対応上の留意事項	364
<b>09</b> 恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案への対応上の留意事項	366
<b>10</b> ストーカー規制法	368
<b>11</b> 配偶者からの暴力への対応	370
<b>12</b> 行方不明事案の取扱い	372
<b>13</b> 少年警察活動の基本と犯罪少年事件の捜査	374
<b>14</b> 福祉犯	376
<b>15</b> 還付金詐欺対策	378
<b>16</b> 生活経済事犯対策	380
<b>17</b> 刃物の携帯違反	382
△ <b>18</b> 痴漢事犯対策	384
△ <b>19</b> 繁華街・歓楽街の安全・安心の確保に向けた対策	385
△ <b>20</b> コンビニとの連携強化による地域防犯力向上の取組	386
△ <b>21</b> ぐるり犯調査の積極的かつ適切な推進	387
△ <b>22</b> 少年を犯罪に加担させないための広報啓発の強化	388
△ <b>23</b> 私事性的画像記録	389
△ <b>24</b> 特別犯罪抑止部隊	390
△ <b>25</b> 利殖勧誘事犯に係る相談における留意事項	391
△ <b>26</b> 銃刀法の令和6年改正	392

## 地 域

393

<b>01</b> 地域警察活動	394
<b>02</b> 受傷事故防止	396
<b>03</b> 街頭活動の強化	398
<b>04</b> 巡回連絡	400
<b>05</b> 若手警察官の指導育成	402
<b>06</b> 職務質問妨害事案への対応	404
<b>07</b> 警察車両による緊急走行	406
<b>08</b> 初動警察活動	408
<b>09</b> 緊急配備	410
<b>10</b> 雜踏警備	412
<b>11</b> 巡視の効果的な推進方策	414
△ <b>12</b> 交番・駐在所連絡協議会	416
△ <b>13</b> 職務質問	417
△ <b>14</b> 交番相談員	418
△ <b>15</b> 110番映像通報システム	419
△ <b>16</b> 微罪処分	420

## 刑 事

421

01 適正捜査の推進	422
02 捜査資料の管理	424
03 防犯カメラ捜査	426
04 被疑者の公開捜査	428
05 告訴・告発の取扱い	430
06 誤認逮捕の防止	432
07 取調べの録音・録画	434
08 証拠物件の取扱い	436
09 身の代金目的誘拐事件	438
10 性犯罪の初動捜査要領	440
11 特殊詐欺対策	442
12 贈収賄事件の端緒情報収集	444
13 選挙犯罪の捜査	446
14 窃盗事件の検挙向上	448
15 匿名・流動型犯罪グループ対策	450
16 薬物対策の推進	452
17 現場保存	454
18 DNA型鑑定資料の採取時等における留意事項	456
↗ 19 性的姿態撮影等処罰法	458
↗ 20 写真面割り	459
↗ 21 選挙違反の形態	460
↗ 22 司法面接	461
↗ 23 死体現象	462
↗ 24 保護対策	463
↗ 25 暴力団排除活動	464
↗ 26 現場資料の採取	465
↗ 27 立証三原則	466

## 交 通

467

01 高齢者の交通事故抑止対策	468
02 交通事故抑止対策	470
03 歩行者優先と正しい横断の徹底	472
04 交通安全教育	474
05 大規模災害に伴う交通規制	476
06 持続可能な交通規制の推進	478
07 特定小型原動機付自転車の通行方法と交通安全教育	480
08 特定小型原動機付自転車の運転者に対する指導取締り	482
09 運転免許の行政処分	484
10 道路使用許可	486
11 特定自動運行の許可制度等	488

<b>12</b>	放置違反金制度	490
<b>13</b>	妨害運転等の悪質・危険な運転に対する厳正な対処	492
<b>14</b>	飲酒運転等の根絶に向けた取締り	494
<b>15</b>	ひき逃げ事件捜査	496
<b>16</b>	交通街頭活動中における受傷事故防止	498
△ <b>17</b>	高齢運転者対策	500
△ <b>18</b>	令和6年改正道交法等	501
△ <b>19</b>	自転車利用者による交通違反に対する指導取締り等	502
△ <b>20</b>	交通事故事件捜査の目的と留意点	503
△ <b>21</b>	緊急自動車の要件及び特例	504
△ <b>22</b>	飲酒検知拒否罪	505
△ <b>23</b>	交通反則通告制度	506

## 警 備

507

<b>01</b>	警備犯罪捜査	508
<b>02</b>	日本共産党の基本的性格と警察の立場	510
<b>03</b>	右翼等の現状と対策	512
<b>04</b>	サイバー攻撃対策の推進	514
<b>05</b>	経済安全保障等に関する取組	516
<b>06</b>	国際テロ対策の推進	518
<b>07</b>	北朝鮮による対日有害活動	520
<b>08</b>	不法滞在者検挙の推進方策	522
<b>09</b>	警衛	524
<b>10</b>	災害警備活動	526
△ <b>11</b>	極左暴力集団の主要セクトの主な動向	528
△ <b>12</b>	オウム真理教の現状	529
△ <b>13</b>	ローン・オフェンダー等対策	530
△ <b>14</b>	選挙警護の特殊性	531
△ <b>15</b>	大衆運動	532

## 管 理

533

<b>01</b>	変容する日本社会に対応するための警察運営	534
<b>02</b>	外国人等との共生社会の実現	536
<b>03</b>	ハラスメントの防止	538
<b>04</b>	非違事案防止	540
<b>05</b>	身上把握・指導	542



## 階級別 出題ランキング

### Best 3

論文試験出題テーマランキング上位

Best 3 を、階級ごとに科目別にまとめました。最優先で学習するテーマの目安としていただければと思います。

なお、「管理」に関しては、本書では掲載問題数が少ないと、KORON 令和 7 年 4 月号付録「管理論文 2025」で特集を組むことから、本書では Best 3 の掲載を見送っております。

# Question Ranking

試験に  
よく出る  
ランキング

巡査部長 | 憲法

巡査部長

警部補

警部

## 出題ランキング Best 3

関連問題番号



Best 1 > 被疑者の権利

憲法04



Best 2 > 逮捕における令状主義

憲法06



Best 3 > 住居の不可侵

憲法07

### Best 1 → 被疑者の権利ではココをチェック！

法定手続の保障、不当に逮捕されない権利等の、憲法に定められた被疑者の人権保障を正確に挙げられるようにしましょう。

### Best 2 → 逮捕における令状主義ではココをチェック！

逮捕における令状主義の考え方を論述できるようにしましょう。特に緊急逮捕の合憲性は頻出テーマです。

### Best 3 → 住居の不可侵ではココをチェック！

検視のための立入りや、警職法上の立入りと住居の不可侵の関係について論述させる問題が頻出です。

### ベスト 3 以外ではココもチェック！

自白や、憲法改正についても注意しましょう。

# 論文2025 [ 音声で覚える解説 ]

以下の問題には、答案作成のポイントや混同しやすい法律用語などを、昇任試験対策室副室長のかめっち先生が分かりやすく解説した動画がついています。以下のURL/QRコードからウェブサイト「KEISATSU KORON図書館」にアクセスいただき、ぜひ試験対策のご参考になさってください。

憲法02	肖像権と犯罪捜査
憲法03	報道の自由と取材の自由
憲法07	住居の不可侵
行政法02	所持品検査
行政法07	立入り
行政法08	武器の使用
刑法01	不作為犯
刑法06	共犯の錯誤
刑法16	特殊詐欺の擬律判断
刑事訴訟法09	逮捕の種別（たぐり捜査）
刑事訴訟法13	令状による捜索・差押えと必要な処分等
刑事訴訟法17	逮捕するための被疑者の捜索

KEISATSU  
**KORON**  
図書館   
—— 警察公論電子版 ——



<https://lb.tachibana-shobo.co.jp>

上記のURL/QRコードから「KEISATSU KORON図書館」に  
アクセスいただき、「動画」タブ内の動画のうち、  
タイトルに【論文2025】とあるものをご視聴ください。

## 暗記用

---

# ダイジェスト

法学論文・実務論文編の問題の中で試験に頻出の問題をセレクトし、記憶喚起の助けになるよう答案の骨組み部分（重要部分）を穴埋め式のダイジェストにしました。まずはダイジェストを覚え、そこに内容を肉付けしていくと、効率よく勉強が進みます。

## 02

## 肖像権と犯罪捜査

警部補 3位

警部 1位

## 問題

X警察署では、A市役所と連携し犯罪抑止対策を目的とした防犯カメラの設置を促進しているところであるが、一部の市民から「防犯カメラはプライバシー権の侵害にならないのか。」との申立てがなされた。

犯罪予防目的で防犯カメラにより撮影・録画することの適法性と、撮影した映像を犯罪捜査に利用することの適否について、憲法上の論点を挙げて述べなさい。



## 暗記用ダイジェスト [ 答案例はP152 ]

## 1 肖像権の意義

- 公権力によってみだりに容貌等を撮影されない自由
- 憲法13条の(①)をもとに認められる、新しい人権

よくある問題ダイジェスト

## 2 肖像権と犯罪捜査

- (②)もないのに、警察官が個人の容貌等を撮影することは、憲法13条の趣旨に反し許されない
- (③)のために必要がある場合には、肖像権も制限を受け、撮影を行うことが許される（最大判昭44.12.24）

## 3 防犯カメラと肖像権

## (1) 犯罪捜査のための撮影の適法性

捜査目的を達成するため、(④)な範囲で、(⑤)な方法によって行われたものであれば、撮影は許される（最決平20.4.15）

## (2) 犯罪発生前からの継続的な撮影の許否

犯罪が発生する(⑥)、あらかじめ証拠保全を行う(④)性及び(⑦)性があり、撮影が社会通念に照らして(⑤)と認められる方法で行われるならば、撮影は許される（東京高判昭63.4.1）

## 4 事例の検討

## (1) 防犯カメラの設置・撮影の適法性

犯罪捜査への協力等の正当な目的以外には録画映像を用いないなどの事情があれば適法

## (2) ビデオ記録を警察へ提供することの適法性

①提供の経緯や②ビデオテープに録画された客の行動等の具体的な事情から判断し、犯罪捜査への協力のためという公益目的であれば違法性はない

〔解答〕 → ①幸福追求権 ②正当な理由 ③公共の福祉 ④必要 ⑤相当 ⑥相当高度の蓋然性 ⑦緊急

## 法学論文・実務論文編

---

### 憲法

---

01	肖像権と犯罪捜査	150
02	肖像権と犯罪捜査	152
03	報道の自由と取材の自由	154
04	被疑者の権利	156
05	通信の秘密と犯罪捜査	158
06	逮捕における令状主義	160
07	住居の不可侵	162
08	自己に不利益な供述と 自白の証拠能力	164
09	外国人の人権	166
10	公務員の人権	167
11	表現の自由と検閲の禁止	168
12	被告人の権利	169
13	衆議院の解散	170
14	憲法改正	171

# 肖像権と犯罪捜査

出題率ランク

警部補 3位

警部 1位

## 問題

[ 音声で覚える解説付き → P044 ]

X警察署では、A市役所と連携し犯罪抑止対策を目的とした防犯カメラの設置を促進しているところであるが、一部の市民から「防犯カメラはプライバシー権の侵害にならないのか。」との申立てがなされた。

犯罪予防目的で防犯カメラにより撮影・録画することの適法性と、撮影した映像を犯罪捜査に利用することの適否について、憲法上の論点を挙げて述べなさい。



プライバシー権の侵害では？

## ＼ 答案作成上のポイント /

防犯カメラを設置して撮影・録画することは（プライバシー権としての）肖像権との関係で問題となるが、本問では更に撮影した映像を捜査に使うことについて問われている。

## ▼そこで

①肖像権の意義と、②防犯カメラによる撮影・録画の適否について述べた上で、③映像を犯罪捜査に利用することの適否を検討する。

## 答案例

…………… ダイジェストは P046 を！

## 1 肖像権

## (1) 意義

自らの容貌や姿態を、みだりに他人から撮影されたり、録画されたりしない権利をいう。

憲法に明記されている権利ではないが、新しい人権の1つとして憲法13条の幸福追求権に含まれる。

## (2) 判例

肖像権と明示したわけではないものの、みだりに個人の容貌・姿態を撮影されない自由が憲法上保障されるとしている（最大判昭44.12.24）。

## (3) 肖像権への制約が認められる場合

警察官が正当な理由もないのに、個人の容貌等を撮影することは、肖像権の侵害に当たり許されないが、公共の福祉のために必要がある場合には、肖像権

も相当の制限を受ける（前掲最大判昭44.12.24）。

なお、この判例は、撮影対象の中に、犯人の身辺や被写体とされた物件の近くにいたため除外できない状況にある第三者の容貌等を含んだとしても撮影行為は憲法に違反しない旨も述べている。

## 2 捜査機関による防犯カメラ設置の適法性

判例は、以前から犯罪行為が多発する地域において、捜査機関が、通りに面する歩道の電柱に防犯カメラを設置し、撮影した行為の適法性について、

- ① 犯罪が発生する相当程度の蓋然性が認められる場合で、
- ② あらかじめ証拠保全の手段・方法をとっておく必要性及び緊急性が認められ、
- ③ 道路や公共施設等の公開された場所に防犯カメラを設置するなど相当な方法で撮影するのであれば、

現に犯罪が行われる以前から、犯罪の発生が予測される場所を継続的・自動的に撮影・録画することは適法であるとした（東京高判昭63.4.1）。

## 3 捜査機関以外による防犯カメラ撮影・録画及びビデオ記録を捜査機関に提出することの適法性

### (1) 防犯カメラ撮影・録画の適法性

防犯カメラにより撮影・録画する①目的の正当性、②方法の相当性等を考慮して判断する（名古屋高判平17.3.30）。

### (2) 店舗内で撮影されたビデオ記録を警察へ提供することの適法性

①警察に提供されることになった経緯や②当該ビデオテープに録画された客の行動等の具体的な事情から判断する（前掲名古屋高判平17.3.30）。

## 4 事例の検討

### (1) 防犯カメラの設置・撮影の適法性

カメラを設置している事実を表示し、犯罪捜査への協力等の正当な目的以外には録画映像を用いず、録画映像の保存期間を短期間としているといった要件を備えるならば、私人に対する不当な肖像権侵害とはならない。

### (2) ビデオ記録を警察へ提供することの適法性

①警察に提供されることになった経緯や②当該ビデオテープに録画された内容等の具体的な事情から判断し、適法とされる場合は許される。犯罪捜査への協力のためという公益目的であれば違法性はないと考えられる。